

6. 共済会規約の正定は、組合員より相互扶助に努むる。

規約は末尾に附す。

野田醤油会社との間の株式譲渡は、

甲規正は末尾に附す。

7. 野田購買利用組合 基金として、株式日給の

二日分を積立の基金三万圓とし、経営費用

増し、常任一口控田に、出資を得て事業を継続

す。但し、組合員が、酒田町の出資多々

由、返還を有するの事、其真意不詳。

大正十三年三月は、一十八万圓の欠損を計上し、